

平成 26 年 4 月 16 日(水)

衆議院 法務委員会

衆議院議員 階 猛（民主党）

【出典】

- ・資料1 日経アーキテクチュア 2013年4月25日号（日経 BP 社）

「直島の奇跡」より抜粋

1-2頁

- ・資料2 国税庁パンフレット

『「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書」の

記載のしかた』より抜粋

3-4頁

町おこしに経営の視点は不可欠

「直島メンソッド」で活性化に導いた福武総一郎氏の教え



(写真：北山 幸一)

福武 総一郎氏 ベネッセホールディングス会長、BENC代表取締役

多くの町おこしが経済活性化に貢献を招く。直島は、瀬戸内海の直島(香川県直島町)は、四半世紀に及び取り組む中で年間43万人の観光客が訪れるまでに。町おこしをけん引する福武総一郎氏に成功の要因を聞いた。

――2回目となる「瀬戸内国際芸術祭」が開催されました(図1)。直島から始まったこの取り組みは、世界的に「直島メンソッド」と

呼ばれています。現代芸術によって、過疎地や僻村に地域を、地域のひとと一帯に再生する。いわゆるハコモノを大量につくって、それを目玉とした観光地にするのではない。地域の人の発想を取り戻すために、アートや建築が果たす役割を明確に規定した手法だといふことです。

――つまり、アートや建築は手段であって目的ではないと。そう。3年に1度開催する瀬

戸内国際芸術祭では、島のひとやアーティスト、建築家が開催日を目標して一斉に作品や建物を整備する(写真1)。イベントの終了後は、良質な作品が確実に残っていく。こんな地域づくりは、世界にもなかなか例がないと思います。スペイン・ビルバオのグッゲンハイム美術館は通称で地域を再生しましたが、あれは街の富です。過疎で訪れた場所ではありません。

アートイベントとしてはイタリ

アのベネチア・ビエンナーレなどが有名ですが、基本的に作品はそ

の地に残らない。一般のアートイベントは地域の人のためではなく、アート関係者のためにやっていることなのです。それが直島や瀬戸内での活動との明確な違いです。

――直島との関わりは25年以上に

なりますね(図2)。父の急逝によって40歳で福武書店(現・ベネッセホールディングス)を継ぎ、東京から本社のある岡山に帰りました。瀬戸内の美しい自然に触れているうちに、東京一極集中に対する疑問が湧き上がってきたのです。

政治も経済も文化も東京に集中しすぎて、このままでは日本が駄目になる。「人間」や「自然」というキーワードが欠落した場所で大きな意思決定がなされている状況では、人生を豊かにするような発想が出てくるわけがない。経済中心に考えることしかできなくなっているのです。本来は、人々が豊かな生活を送るために経済活動があるべきです。経済は文化の下僕なのです。

「富を創造し地域活動に投資

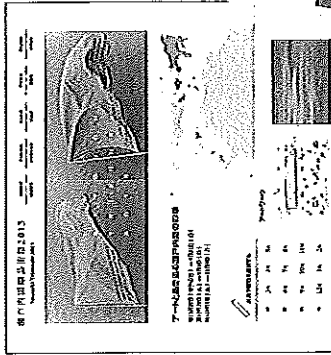
――地域活動や町づくりイベントは、一時の盛り上がりには終わってしまう事例が多々あります。直島を拠点とした活動が、これほど続いているのはなぜでしょうか。

1つには経済基盤。ポワンティアや寄付、行政からの助成のみに頼らないことです。

企業はその活動によって富を創造しますが、生み出した富をどのように配分するかが重要。僕は文化活動、地域活動に投資すればよいと思っています。

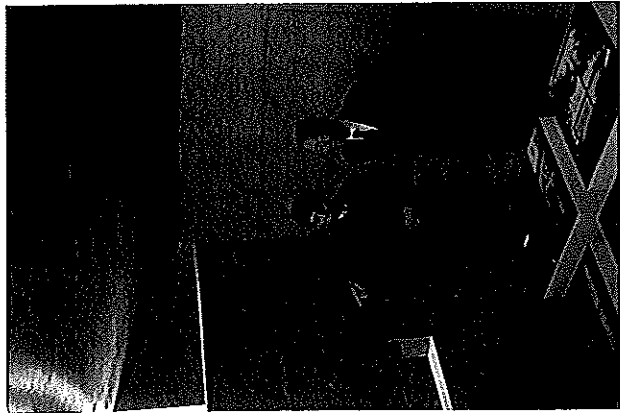
具体的には、文化や地域活動を明確な目的とした公益財団を設立する。企業が発行する株のうちの5%でも10%でもその財団が持つようにすればよい(図3)。実際にベネッセホールディングス(BHD)株の5%弱は、福武財団が保有しています。そういうことを、日本から発信していくべきです。

図1 12の島々で開催



瀬戸内国際芸術祭2013の公式ウェブサイト(上)と、所管を担う直島町のPRWEB

写真1 芸術祭に合わせて整備



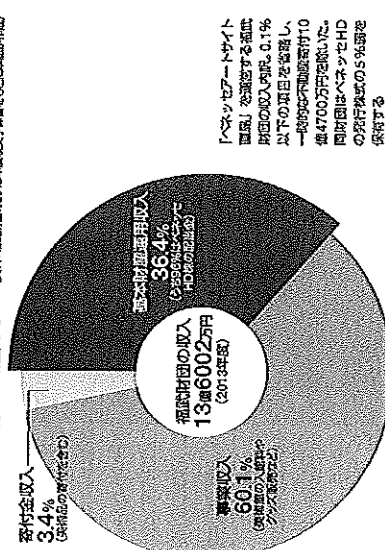
9月に直島を中心部に開催した「ANDOMUSEUM」にて、安藤忠雄(左)と福武氏。直島の開港は25年以上に及び(写真：F&D)

それは、御社が成長を続けていける企業だからこそ実現できることではないでしょうか。世の中の企業は、うまくいく場合もいかない場合もある。しかし、いずれにせよ当座は劣阻される。その一帯を財団が持つようにしておけばよいだけのことです。企業

図2 四半世紀かけて徐々に展開

1987年	福地孝徳氏が、原田昭光氏など3名が研究目的で取得していた飯島南部一帯の土地、約165haを没入。
88年	飯島炭坑の閉坑と併して飯島連炭氏の経営により「飯島国際キャンプ場」を開業。
89年	現代文芸館の発行として飯島連炭氏を筆名に「飯島国際キャンプ場」を開業。設計は飯島氏
95年	福地孝徳、ベネッセコーポレーションに仕入変更
98年	飯島「飯プロジェクト」第1回の「開墾」が完成。古民家をアートの展示空間に改修して活用する。
2001年	飯島公園を舞台として展覧会「スタンダード」を開催。
02年	飯島地区にまちづくり委員会を発足。飯プロジェクトを展開するお茶臼地区を飯島炭坑
03年	飯島地区の観光協会設立
04年	飯島炭坑株式会社創設（現、飯島炭坑）設立。ベネッセハウス、飯プロジェクトなどの出資を総称して「ベネッセアートサイト飯島」と総称付ける。安藤氏の設計で「海中
06年	飯島炭坑「飯アートスタンダード」開催。総出資10億円前と2期間で「大地の芸術祭 展
08年	飯島炭坑「飯アートスタンダード2006」開催。福地孝徳氏没入。
08年	大島の飯島炭坑所を利用した「大島博物館美術館」開業。設計は宮内一博氏
09年	「飯島炭坑アートトリエンナーレ2009」開催。飯島炭坑アートセンターに福地氏
10年	第1回「飯島内閣芸術祭」開催。安藤氏の設計による「浮城殿（リ・ウーファン）美術館」が完成し、西沢実祐氏の設計による「飯島美術館」が完成にそれぞれ開業。
12年	大島で飯島炭坑氏による「飯プロジェクト」開始
12年	「飯島炭坑アートトリエンナーレ2012」開催
13年	「飯島内閣芸術祭2013」開催

图3 配当金が3分の1を占める



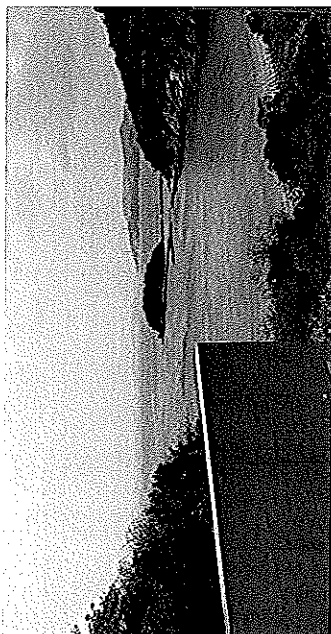
の経営が傾けば財団も立ち行かなくなりですが、その時々で元氣な企業がどんどんあればよい。

企業にとって文化活動は重要です。ベネッセHDでも年間約1億円の予算枠を維持し、芸術作品の購入や建物の整備に充てています。そういう企業を、政府や経済界が評価していくことも大切でしょう。――実際に収支を管理して活動を続けるしていくうえで、何がポイントになるのでしょうか。

そんなに難しいことではありません。入
りません。企業の活動と同じです。入
るお金と出るお金を把握して、赤
字を出さない範囲でやれば継続で
きる。入るお金が少なければ、少
ないなりにやればよい。日本の国
民自身が、経営感覚に全く欠けてい
ますが、町おこしに経営の現点は
必要です。

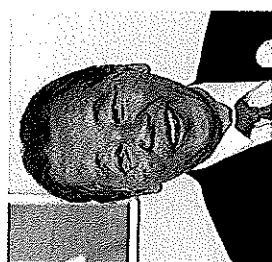
例えば新潟県の十日町市、津南町で開張している「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」。みんなを知っていたので2003年の開張時に見に行きました。そのままでは驚かないと思いました。新潟県に願っていた財源の縮小が決まっていたし、資金集めや管理がうまくいってなかったからです。そこで06年の問題時には広く寄付を募り、個人資金も提供し、予算管理をお手伝いしました。そこでまでやると住民の間に本当に必要と認識が広がり、十

写真2 瀬戸内の海へのこだわり



初期の開発で平定した「ベネッセ・コミュニケーション」から新居内城を築く。「彼らはややややと」(原注：笑)

僕は田舎の人間。田舎こそが、この国を支えているという自負がある。例えば地方でつくった作物を送るのを止めたら、東京の人は餓死しますよ。それほど東京は脆弱でバーチャルな存在です。



ふくだけ・そういちろう

1945年岡山県生まれ。69年早稲田大学理工学部建築。73年に福武重信（現・ベネッセ）を退社。73年に福武重信（現・ベネッセ）に入社。89年、社長に就任。2003年から会長。04年から財団法人日本福祉財団代表理事。07年、公益財団法人日本福祉財団理事長。直島をはじめ瀬戸内の島々でアーティストや建築家に作品を制作・公開する場を提供するなど、文化活動を展開してきた。（文・山本真一）

りの笑顔をみせるための道具立てなんですよ。島を助ける人のためではない。だからあまり来すぎては困るわけです。島の人の負担になるから。ほとほとに、赤字にならない環境が一番よいのです。

日町市や津南町の議会もまとまって、支援体制が整っていききました。

時間をかけて住民の理解を

——住民からの支持を得ることは大切ですね。

確かにそうですが、それには疑問がかかります。直島では我々の活動が本当に島の人に認められるようになるまでに、10年のはかりました。

その次の段階として鳥ヶをまた
たて、またまた雲霧祭の実現にらんで、笑
と島と島島に活動を展開しました。再
史島島は歴史型社会、島島は食の再
生をテーマにするなどそれぞれの
島の個性を引き出し、それに応じ
た建築家を選んで設計を依頼して
いったのです。2010年の瀬戸内国
際芸術祭の開催時に、一気に7島
まで広がりました。

——急速に活動を広げていく段階で、それぞれの島からの反発はなかったのでしょうか。

それは全くなかった。直島の成島や、その後の大島、豊島の事例を峻目で見て、他の島でも受け入れられる機運は高まっていましたから、島の人たちには事前のしつかり説明して、説明したことはやき遂げる。その繰り返しでどんどんと増殖されるようになるのです。

全てはお年寄りの笑顔のため

——瀬戸内への思いの強さを、直

三

1 制度の概要

(1) 公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例のあらまし

個人が、土地、建物などの財産（事業所得の基となるものを除きます。）を法人に寄附（法人に対する贈与若しくは遺贈又は法人を設立するための財産の提供をいいます。）した場合には、これらの財産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して所得税が課税されます（所法 59①一）。

しかし、土地、建物などの財産を公益法人等に寄附した場合に、その寄附が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、この所得税について非課税とする制度が設けられています（措法 40①）。

「公益法人等」とは

この特例の対象となる「公益法人等」とは、公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人その他の公益を目的とする事業を行う法人（例えば、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人など）をいいます。

なお、「特定一般法人」とは、一般社団法人又は一般財団法人で、法人税法第2条第9号の2イ及び同法施行令第3条第1項に掲げる次の全ての要件を満たす法人をいいます。

- 1 剰余金の分配を行わない旨が定款に定められていること。
- 2 解散時の残余財産が、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は認定法第5条第17号のイからトまでに掲げる法人に帰属する旨が定款に定められていること。
- 3 各理事について、その理事及びその理事の配偶者又は三親等以内の親族等である理事の数の合計数が理事総数の3分の1以下であること。
- 4 1や2に掲げる定款の定め反した行為を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。

また、「公益を目的とする事業を行う法人」とは、定款等において公益を目的とする事業（以下「公益目的事業」といいます。）を行うことを明らかにしている法人又は社会一般において公益目的事業とされている事業を行う法人をいいます。

(2) 非課税の特例の承認要件

公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例に係る国税庁長官の承認（以下「非課税承認」といいます。）を受けるには、その公益法人等に対する財産の寄附について次のイからハまでに掲げる全ての要件（法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、国立大学法人などに対する寄附である場合には、次のロの要件のみ）を満たすことが必要です（措令 25 の 17⑥）。

非課税承認の要件の詳細については、「租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて（法令解釈通達）」（昭和55年4月23日付直資2-181）をご覧ください（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、「税について調べる」の「法令解釈通達」中にある「所得税関係」の「措置法通達」に、「租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて（法令解釈通達）」を掲載しています。）。

イ 寄附が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること（措令 25 の 17⑤一）。

この要件は、寄附に係る公益目的事業が公益の増進に著しく寄与するかどうかにより判定しますが、公益法人等の事業活動等が次の(イ)から(ニ)までの全てに該当するときは、この要件を満たすものとして取り扱われます。

(イ) 公益目的事業の規模

寄附を受けた公益法人等（以下「受贈法人」といいます。）の寄附に係る公益目的事業が、その事業を行う地域又は分野において社会的存在として認識される程度の規模を有していること。

なお、例えば、学校教育法や社会福祉法に規定する一定の事業、宗教の普及や信者の教化育成に寄与する事業、30人以上の学生等に対して学資の支給若しくは貸与を行う事業又は科学技術その他の学術に関する研究者に助成金の支給を行う事業などが受贈法人の主たる目的として行われている場合には、その公益目的事業は社会的存在として認識される程度の規模を有するものとして取り扱われます（40条通達12(1)）。

(ロ) 公益の分配

受贈法人の事業の遂行により与えられる公益の分配が、その公益を必要とする全ての人に与えられるなど、特定の人に限られることなく適正に行われていること（40条通達12(2)）。

(ハ) 事業の営利性

受贈法人の寄附に係る公益目的事業について、公益の対価がその事業の遂行に直接必要な経費と比べて過大ではないなど、事業の運営が営利企業的に行われている事実がないこと（40条通達12(3)）。

幼稚園又は専修学校若しくは各種学校の設置運営を目的とする学校法人等については、40条通達12(3)において一定の判定基準が設けられています。

(ニ) 法令の遵守等

受贈法人の事業の運営について、法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと（40条通達12(4)）。

なお、寄附そのものが公職選挙法に違反したものであるなど法令に違反したものであるときは、イの要件を満たさないことになります（40条通達11）。

ロ 寄附財産（代替資産を含みます。以下同じです。）が、寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に受贈法人の公益目的事業の用に直接供され又は供される見込みであること（措令25の17⑤二）。

その期間については、例えば、受贈法人が寄附を受けた土地の上に建物を建設し、その建物を公益目的事業の用に直接供する場合において、その建物の建設に要する期間が通常2年を超えるときなど、寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に寄附財産を受贈法人の公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情があると認められるときは、国税庁長官が認める日までの期間となります（措令25条の17④）。

（注） 「代替資産」とは、収用や災害など一定のやむを得ない理由により寄附財産（寄附を受けた財産をいいます。以下同じです。）を譲渡した場合に、その収入金額の全部に相当する金額をもって取得した、減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利などをいいます（措法40①、措令25の17③）。

ハ 寄附をすることにより、寄附した人の所得税の負担を不当に減少させ、又は寄附した人の親族その他これらの人と相続税法第64条第1項に規定する特別の関係がある人の相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること（措令25の17⑤三）。

次の(イ)から(ニ)までの全てに該当するときは、上記の所得税又は相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないものとされています（措令25の17⑥）。

また、受贈法人の理事、監事、評議員その他これらの人に準ずる人（以下「役員等」といいます。）や職員の中に、寄附した人又はこれらの人と親族その他特殊の関係がある人（6ページ(注)1参照）